政　令

地方自治法施行令及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年八月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百六十二号

地方自治法施行令及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和八年法律第二十七号）の施行に伴い、並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第六項及び第二百五十二条の三十九第九項の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第一条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の四十九の二十八第一号及び第百七十四条の四十九の三十五第一号中「及び住所」を削る。

（公職選挙法施行令の一部改正）

第二条　公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第百四十一条第一項中「第二百九十五条」を「第二百九十五条第一項」に改める。

附　則

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

総務大臣　林　芳正

内閣総理大臣　高市　早苗

デジタル庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年八月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百六十三号

デジタル庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

デジタル庁組織令（令和三年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「二十一人」を「二十二人」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（参事官の設置期間の特例）

2　第三条第一項の参事官のうち一人は、令和十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この政令は、令和八年九月一日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年八月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百六十四号

令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和八年政令第二百五十九号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「規定する措置」の下に「並びに熊本県八代市、宇城市、上益城郡御船町及び嘉島町並びに八代郡氷川町の区域に係る激甚災害にあっては、法第十二条に規定する措置」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

財務大臣　片山さつき

経済産業大臣　赤澤　亮正

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年八月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百六十五号

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三号）第十一条第一項第六号の規定に基づき、この政令を制定する。

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二十の項中「第三十四条の六第一項第一号及び第三号」を「第三十四条の六第一項各号」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗